

国立大学法人 東京大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	24,834	15,936	6,986	1,912 (都市手当)		3月31日1名
理事 (7人)	130,396	79,164	34,702	9,500 (都市手当) 1,030 (通勤手当) 6,000 (副学長手当)		3月31日5名
理事 (非常勤) (0人)	0	0	0	0 ( )		
監事 (1人)	14,807	9,396	4,119	1,128 (都市手当) 164 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	429	429	0	0 ( )		

注 「都市手当」については、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域等に所在する勤務箇所に在勤する役員に支給する。

注 「副学長手当」については、副学長を兼ねている常勤の役員に対して支給する。

役員退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績助案率	摘要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし

職員給与について

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	5,399	43.6	7,898	5,730	175	2,168
事務・技術	1,649	42.7	6,205	4,569	204	1,636
教育職種 (大学教員等)	2,861	45.4	9,540	6,866	174	2,674
医療職種 (医師)	該当なし					
医療職種 (看護師)	582	37.5	5,416	3,973	84	1,443
技能・労務職種	32	54.0	5,809	4,278	161	1,531
教育職種 (附属高校教員等)	38	44.2	8,080	5,959	216	2,121
医療職種 (医療技術職員)	233	40.6	6,010	4,430	195	1,580
指定職種	4	56.5	17,196	12,373	116	4,823
在外職員	該当なし					
任期付職員	491	47.6	9,627	6,980	158	2,647
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員等)	486	47.7	9,634	6,984	158	2,650
医療職種 (医師)	該当なし					
医療職種 (看護師)	1					
教育職種 (附属高校教員等)	1					
指定職種	2					
再任用職員	15	61.5	3,593	3,040	158	553
事務・技術	14	61.5	3,621	3,066	169	555
教育職種 (大学教員等)	該当なし					
医療職種 (医師)	該当なし					
医療職種 (看護師)	該当なし					
技能・労務職種	1					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	280	40.2	6,394	4,758	144	1,636
事務・技術	72	41.3	3,728	2,804	176	924
教育職種 (大学教員等)	167	38.7	7,549	5,641	137	1,908
医療職種 (医師)	該当なし					
医療職種 (看護師)	6	30.7	4,311	3,258	58	1,053
技能・労務職種	16	47.8	3,591	2,688	140	903
教育職種(外国人教師等)	17	48.2	10,077	7,111	108	2,966
医療職種(医療技術職員)	2					

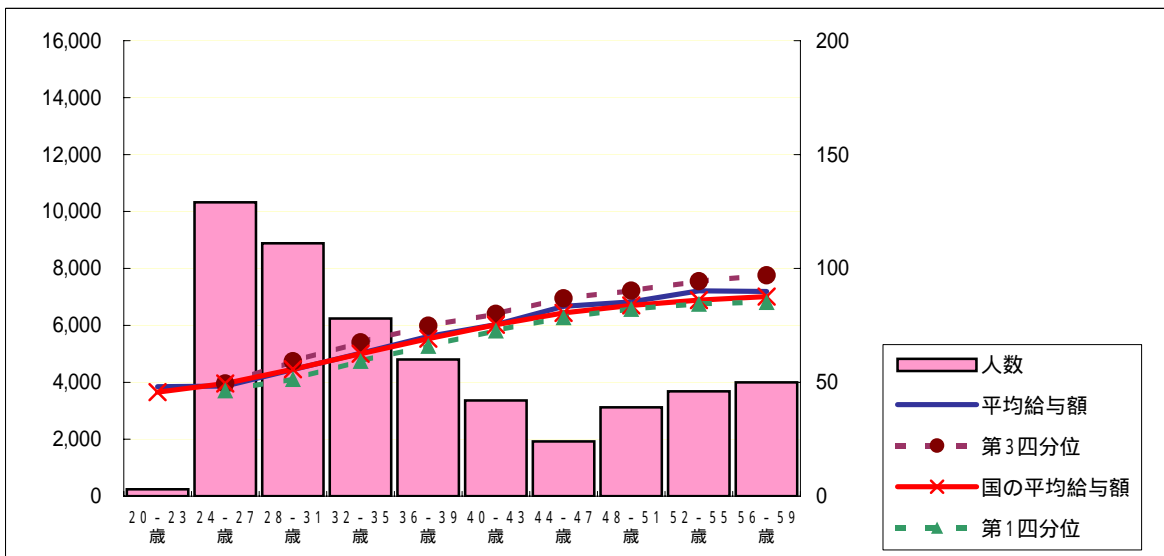
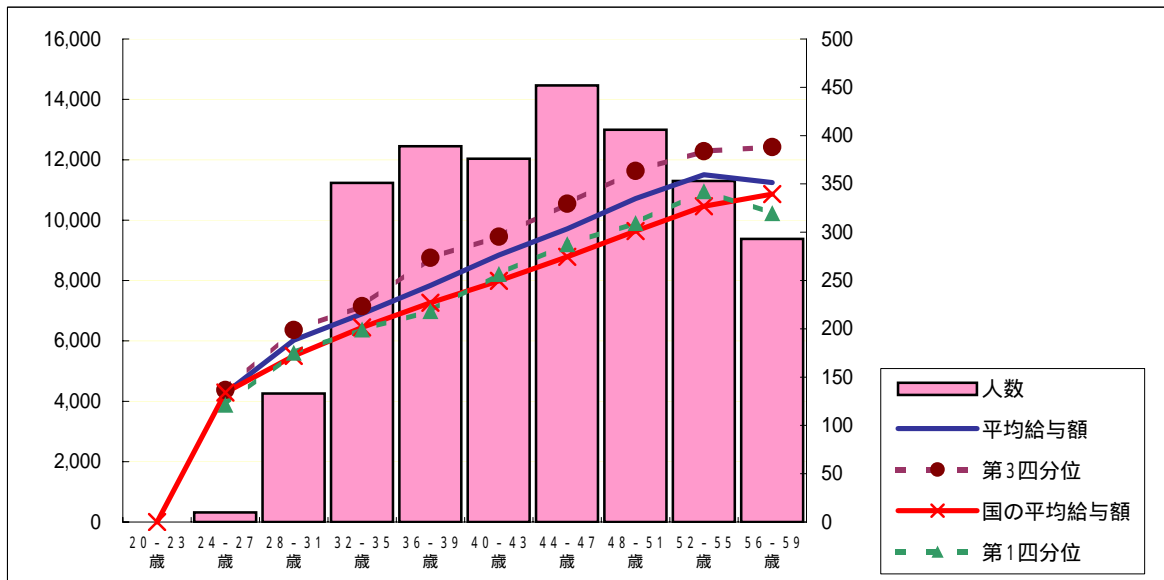
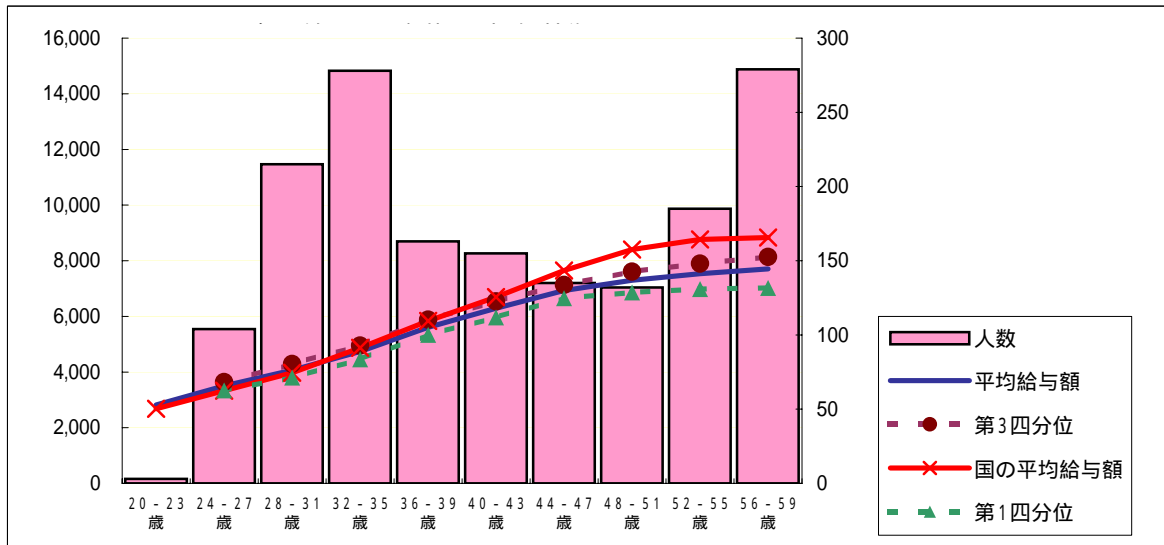
注1:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注2:「教育職種(附属高校教員等)」とは、附属中等教育学校教員を示す。

注3:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注4:任期付職員の事務・技術、医療職種(看護師)、教育職種(附属高校教員)及び指定職、再任用職員の技能・労務職種及び非常勤職員の医療職種(医療技術職員)については、該当者が2名以下のため当該職員に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。〕



## (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
・部長	12	55.2	9,977	11,486	12,221
・課長、事務長	50	53.9	8,994	9,330	9,750
・副課長、副事務長、 専門員、技術専門員	137	55.4	7,665	7,952	8,248
・主査・専門職員	89	54.6	7,309	7,541	7,914
・係長、技術専門職員	568	47.0	6,174	6,635	7,144
・主任	254	41.6	4,929	5,602	6,197
・一般職員、技術職員	539	32.2	3,778	4,341	4,639

## (教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
・教授	985	52.6	11,138	11,777	12,295
・助教授	795	43.6	8,888	9,294	9,760
・講師	207	42.6	7,946	8,525	9,205
・助手	873	39.7	6,409	6,912	7,504
・教務職員	1				

## (医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
・看護部長	2				
・副看護部長	3	51.2		7,835	
・看護師長	34	52.5	7,262	7,437	7,827
・副看護師長	119	46.0	6,095	6,570	7,272
・看護師	410	33.1	3,923	4,746	5,281
・準看護師	14	54.4	5,553	5,708	5,917

注1:本法人には「本部課長」及び「地方課長」と区分がないため、原則として「本部課長」を掲げるところ、「課長」及び「事務長」を記載した。

注2:教育職員(大学教員等)の教務職員及び医療職員(看護師)の看護部長については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3:医療職員(看護師)の副看護部長における該当者が4名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「第1四分位」及び「第3四分位」については記載していない。

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)

(事務・技術職員)

区分	計	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長 課長 事務長 技術専門員	課長 事務長 副課長 副事務長 専門員 技術専門員	副課長 副事務長 専門員 主査 専門職員 係長 技術専門員	主査 専門職員 係長 主任 技術専門職員	専門職員 係長 主任 技術専門職員	主任 一般職員 技術職員	一般職員 技術職員	一般職員 技術職員
人員 (割合)	1649	0 (%)	3 (0.2%)	4 (0.2%)	29 (1.8%)	75 (4.5%)	201 (12.2%)	339 (20.6%)	414 (25.1%)	459 (27.8%)	122 (7.4%)	3 (0.2%)
年齢(最高～最低)			54～42	59～49	59～44	59～41	59～37	59～42	59～33	59～27	32～24	22～21
所定内給与 年額(最高～最低)			9,621 8,616	9,876 8,952	8,741 5,811	7,300 5,502	6,268 4,552	5,791 4,316	5,314 3,153	4,310 2,590	3,238 2,048	2,398 1,852
年間給与額 (最高～最低)			12,724 11,253	12,768 11,696	11,443 8,166	9,750 7,772	8,655 6,388	7,961 5,977	7,289 4,379	5,891 3,528	4,369 2,799	3,175 2,531

(教育職員(大学教員等))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	助教授	講師	助手	教務職員
人員 (割合)	2861	985 (34.4%)	793 (27.7%)	209 (7.3%)	873 (30.5%)	1 (%)
年齢(最高～最低)		61～39	61～30	61～29	61～24	
所定内給与 年額(最高～最低)		15,008 6,425	8,277 4,807	7,436 4,432	7,036 2,844	
年間給与額 (最高～最低)		18,821 9,022	11,346 6,677	10,093 6,184	9,177 3,887	

(医療職種(看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	看護部長 副看護部長	副看護部長 看護師長	看護師長 副看護師長	看護師	准看護師
人員 (割合)	582	1 (0.2%)	0 (%)	1 (0.2%)	32 (5.5%)	126 (21.6%)	408 (70.1%)	14 (2.4%)
年齢(最高～最低)					59～43	59～31	59～23	57～46
所定内給与 年額(最高～最低)					6,032 4,492	5,771 3,360	5,328 2,517	4,603 3,747
年間給与額 (最高～最低)					8,383 6,344	7,973 4,654	7,296 3,440	6,208 5,147

注:教育職員(大学教員等)の1級、医療職種(看護師)の5級及び7級における該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成16年度)における査定部分の比率

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.6	% 69.5	% 68.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.4	% 30.5	% 31.9
	最高～最低	% 36.4 ~ 29.5	% 33.3 ~ 27.4	% 33.3 ~ 29.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 69.5	% 67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 30.5	% 32.2
	最高～最低	% 40.4 ~ 23.8	% 33.9 ~ 20.0	% 35.1 ~ 26.2

(教育職員(大学教員等))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 69.2	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.2	% 30.8	% 32.4
	最高～最低	% 36.7 ~ 32.0	% 33.3 ~ 29.1	% 34.8 ~ 30.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 69.5	% 67.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 30.5	% 32.1
	最高～最低	% 38.4 ~ 30.3	% 35.0 ~ 22.8	% 35.4 ~ 29.3

(医療職種(看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 69.7	% 67.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.2	% 30.3	% 32.1
	最高～最低	% 36.4 ~ 32.8	% 30.4 ~ 29.9	% 33.3 ~ 31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 69.1	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 30.9	% 32.6
	最高～最低	% 36.4 ~ 31.8	% 33.3 ~ 25.9	% 34.8 ~ 29.5

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))	91.8
対他の国立大学法人等	105.1

(教育職員(大学教員等))

对国家公務員(旧教育職(一))	108.9
対他の国立大学法人等	107.3

(医療職員(看護師))

对国家公務員(医療職(三))	100.9
対他の国立大学法人等	103.1

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

総人件費について

区 分	当年度 (平成16年度) 千円	前年度 (平成15年度) 千円	比較増 減		中期目標期間開始時(平成16年 度)からの増 減
			千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	67,160,343	67,526,219	365,876	( 0.5 )	( )
人件費 ((A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	74,913,476	74,222,300	691,176	( 0.9 )	( )
最広義人件費	86,257,477	88,291,449	2,033,972	( 2.3 )	( )

注:「前年度(平成15年度)」の数値には法人化により必要となった雇用保険の事業主負担分及び労働者災害補償保険分は含まれていない。

## 報酬・給与の考え方、改定について

### 1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無			
役員(常勤)	無			
役員(非常勤)	無			
職 員	無			

### 2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

東京大学役員給与規則により、役員への賞与の額については、総長が国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び職務実績を勘案して定めることとしている。

役員報酬水準の改定内容

法人の長	{	}
理事	{	}
理事(非常勤)	{	}
監事	{	}
監事(非常勤)	{	}

### 3 職員給与

人件費管理の基本方針

組織や人員配置のあり方を見直し、業務の徹底した効率化を推進することにより、人件費の抑制を図るとともに、新規分野の創成等、必要な組織・事業に総長が人的資源を効果的に再配分することとしている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、適正な給与水準となるよう努めるとともに、専門性の高い職種等については、個々の経歴及び能力に応じた給与の弾力的な運用を図ることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績に基づき、昇給、加算昇給及び昇格を実施するとともに、勤勉手当の支給割合(成績率)を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額(昇給)	一定期間を良好な成績で勤務したときに、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
俸給月額(加算昇給)	繁忙・困難業務に相当の期間にわたり従事した場合、教育研究上の業績において高い評価を受けた場合等、勤務成績が特に良好であると認められる場合、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
俸給月額(昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

無

法人が必要と認める事項  
特になし